

## IAIS「拡大フィールドテストのためのICSバージョン1.0」について

一般社団法人 日本損害保険協会 国際企画部  
(2017年9月作成)

(※)本資料を利用することにより発生するいかなる損害やトラブル等に関して、当協会は一切の責任を負いません。

1. ICSとは、ICSの目的	3
2. ICS開発のスケジュール	5
3. ICS開発の経緯・予定	6
4. ICS第一次市中協議（2014年12月～2015年2月）	7
5. ICS第二次市中協議（2016年7月～10月）	8
6. 定量的フィールドテスト	10
7. 拡大フィールドテストのためのICSバージョン1.0	11

# 1. ICSとは、ICSの目的

- (1) ICS(Risk-based Global Insurance Capital Standard: 国際資本基準)とは、「IAIGs」<sup>1</sup>に適用すべく、IAISが開発を進めているリスクベース、グループ(連結)ベースの資本十分性の指標である。
- (2) ICSの開発および各国におけるその実施を通じ、契約者保護や金融安定に貢献すること、IAIGsに対する各国の資本規制間の比較可能性を向上させることを目的としている。
- (3) IAISは、各国の資本規制がICSに向けて収斂し、IAIGsの本社がどの国に所在していようと(どの国の規制が適用されようと)、比較可能な(ほとんど同じ)結果が達成されている状態(「一つのICS」)を、究極の目標として掲げている。
- (4) IAISは、①資産・負債の評価、②適格資本リソース、③ICS所要資本がICSの主要な構成要素であるとし、開発もこれらの論点を中心に進められている。

1 国際的に活動する保険グループ(IAIGs: Internationally Active Insurance Groups)は、IAISが設けた次の基準に従い、各監督当局によって選定される。(IAISは、IAIGsのリストを作成しない。)

(a) 国際的事業活動基準

- 保険料が3以上の管轄区域において引き受けられる。
- 母国以外からの引受保険料総額が、グループ全体の引受保険料総額の10%を超える。

(b) 規模基準(3年間のローリング平均に基づく)

- 総資産が500億米ドル以上、または、引受保険料総額が100億米ドル以上
- ただし、監督裁量によりIAIGsに選定される・外れる可能性がある。IAISは、世界で50以上のIAIGsが指定されると見込んでいる。

## 1. ICSとは、ICSの目的

- (5) ICSはIAIGs向けの監督要件である「ComFrame」<sup>2</sup>の一部を構成する。
- (6) ICSはIAIGs向けの「規制資本要件(PCR)」<sup>3</sup>の最低基準とされている。よって、各国はIAIGsに対してICSを上回る水準を求めたり、追加的な基準を設けることが可能<sup>4</sup>とされる。(IAISに、各国にICSをそのまま実施するよう強制する権限はない。)
- (7) 策定後、ICSはHLA<sup>5</sup>の土台となる。

2 ComFrame(Common Framework for the Supervision of Internationally Active Insurance Groups)は、①IAIGs選定基準(前記脚注1)や②IAIGsに課される要件、③IAIGsを監督する監督当局に課される要件を定めている。

IAIGsに選ばれた保険グループには、コーポレートガバナンス要件、リスク管理(ERM)要件、保険グループの組織構造に係る要件、財務健全性要件などが課される。

3 規制資本要件(PCR: Prescribed Capital Requirement)とは、当該水準を下回らない限り、監督当局による介入は行われないとされる資本水準のこと。類似の概念として、当該水準で追加の資本が入手できなければ、監督者は最も強力な措置を講じるとされる最低資本要件(MCR: Minimum Capital Requirement)がある。

4 もっとも、各国が追加的な基準を設ければ、その結果比較可能性が損なわれる可能性がある。

5 上乗せ資本(Higher Loss Absorbency: HLA)は、システム上重要なグローバルな保険会社(Global Systemically Important Insurers: G-SIIs)に対する監督規制の一部を成す資本要件。2015年中の策定を経て、2022年からの適用を予定。

G-SIIsは、規模、グローバルな事業、相互関連性、資産流動化、代替性のカテゴリーに分けられた定量的な17指標や定性的情報等の分析を踏まえて毎年11月にFSBIにより選定される。

(出典)ICS Goals, Principles and Delivery Schedule Updated 21 July 2017、ICS1.0文書

## 2. ICS開発のスケジュール

(1) ICS開発は、次のとおり段階的に進められることとされている。

2013年 10月	IAISがICSの策定を表明	
2014年 12月-2015年2月	ICS第一次市中協議	4.参照
2015年 4月-9月	2015年フィールドテスト(定量的)	
2016年 5月-10月	2016年フィールドテスト(定量的)	
7月-10月	ICS第二次市中協議(ICS1.0策定向け)	5.参照
2017年 7月21日	拡大フィールドテストのためのICSバージョン1.0策定	7.参照
9月	ICS1.0に基づくデータ提出	6.(5)参照
2018年 半ば～年末	ComFrame・ICS市中協議(ICS2.0策定向け)	
第3四半期	ICS1.0に基づくデータ提出	
2019年 第3四半期	ICS1.0に基づくデータ提出	
年次総会	ICS2.0を含むComFrameの採択	3.(3)参照
2020年	ComFrameおよびICS2.0の実施	
2020年以降	比較可能性向上・各国規制の収斂を目指し開発を継続	
未定	「一つのICS」の達成	1.(3)参照

(出典)過去の経緯はICS第一次、第二次市中協議文書、

今後の予定についてはICS Goals, Principles and Delivery Schedule Updated 21 July 2017、ICS1.0文書

### 3. ICS開発の経緯・予定

- (1) 当初、ICSの策定期間は2016年中とされていたが、ICSの目標やスケジュールが野心的過ぎる等の声を受け、IAISは、2016年・2018年を重要な目途(マイルストーン)として、ICS開発を段階的に進め、意見の収斂を図っていくこととした(2015年3月)。その後、スケジュールがさらに後ろ倒しされ、2017年に「ICS1.0」を、2019年に「ICS2.0」を策定することとされた(2015年6月)。その後、同スケジュールに変更がないことが、再度確認された(2017年1月)。
- (2) 第一次および第二次市中協議では、主にICSの主要な構成要素(①資産・負債の評価、②適格資本リソース、③ICS所要資本)に関する意見が募られたが、資産・負債の評価のベースとなるバランスシートなど根本的な部分で収斂に至っていない。2017年7月21日に、資産・負債の評価手法やリスクの測定手法に関し、複数の選択肢が併存する「拡大フィールドテストのためのICSバージョン1.0(ICS1.0)」が策定され、フィールドテストに参加するボランティアは、同年からICS1.0に基づくデータを監督当局に提出することとされた。
- (3) ICS2.0(2019年策定、2020年からComFrameの一部として実施)に向け、資産・負債の評価の比較可能性の向上、ICS所要資本の測定における内部モデル等の使用の要否、ICS2.0の実施プロセス(移行措置)等が検討され、2018年に市中協議が実施される予定となっている。
- (4) また、単体基準とICSとの整合性、最低基準としてのICSと各国間の比較可能性との関係(前記1.(6)参照)、既存の各国のグループ資本枠組みがICSと整合的であるとみなされる範囲などの課題を将来検討することとされている。

(出典) Slides for Stakeholder meetings May 2015 (New\_York\_Tokyo)、ICS Goals, Principles and Delivery Process updated\_25\_June\_2015、IAIS Newsletter 2017年1月号、ICS Goals, Principles and Delivery Schedule Updated 21 July 2017

## 4. ICS第一次市中協議（2014年12月～2015年2月）

- (1) ICSのあり方や、ICSの主要な構成要素(①資産・負債の評価、②適格資本リソース、③ICS所要資本)など、広範な提案について意見が募集された(159ページ、質問数169)。
- (2) 損保協会が提出した主な意見(■)とそれらの現時点での取扱い(⇒)は次のとおり。
- ICSはIAIGs以外および単体ベースの基準と整合的であるべき。ICS対応は単に規制要件充足にとどまらず、保険グループの財務内容充実および健全なリスク管理を促進し、グループ経営の健全性向上をもたらすものであるべき。
  - 各国において異なる資本基準を設定することが許容されれば(前記1.(6)参照)、比較可能性が達成されない恐れが高いため、反対である。  
⇒前記3.(3)のとおり、ICSの実施プロセスについては今後議論することとされている。
  - 「異常危険準備金」は、一定のトリガー事象または監督承認により取り崩すことが可能であり、広範な損失吸収力があると考えられるため、適格資本リソースのティア1に含めるべきである。  
⇒現時点において、「異常危険準備金」はティア1に含まれる見込み。
  - 自然災害リスク等、地域・会社によってリスク特性が大きく異なると想定されるリスクについて、より適切にリスクを評価するために、監督者による承認過程を通じて比較可能性が担保されることを前提に、部分内部モデルの使用を許容すべきである。  
⇒ICS第二次市中協議およびICS1.0では、自然災害リスクについて、自然災害モデルが所要資本算出の標準手法とされている。

損保協会意見(和英): <http://www.sonpo.or.jp/efforts/international/regulations/international/pdf/0009.pdf>

(出典)ICS第一次市中協議文書および同市中協議に対する損保協会意見、ICS Consultation Document –Responses to Comments on Capital Resources (Section 6)、ICS第二次市中協議文書

## 5. ICS第二次市中協議（2016年7月～10月）

- (1) ICS1.0(2017年半ば策定)に向けた意見・情報を集め、資産・負債の評価手法やリスクの測定手法等の収斂を図ることとされた。また、グループの範囲、税の扱い(繰延税金資産・負債等)に関してもフィードバックを求めた(175ページ、質問数235)。
- (2) 主な論点は①～③のとおり。
- ①資産・負債の評価
- ・資産・負債の評価は②適格資本リソースおよび③ICS所要資本の算出や比較可能性確保の基礎となる。
  - ・「市場価値調整ベース(MAV)」および「調整GAAPベース(GAAP+)」と呼ばれる2つの評価手法が検討された。
  - ・保険負債の割引方法(イールド・カーブへのスプレッドの上乗せ等)や過度の変動を抑制するための調整方法(補外や長期フォワードレートの設定)、保険負債に含まれるマージンのあり方、MAVとGAAP+間の比較可能性などが論点となっている。
- ②適格資本リソース
- ・資本として高い性質<sup>5</sup>を有し、適格とされる金融商品やその他資本要素のこと。
  - ・事業継続時および清算時に損失を吸収するティア1(株主資本等)および清算時のみに損失を吸収するティア2に階層が分けられる。さらにティア1は算入上限の有無、ティア2は払込済みか否かにより、各々2区分に分類される。
  - ・各種準備金の扱いや相互会社の資本リソース、劣後性のあり方、資本構成割合の上限などが論点となっている。

5 ①劣後性、②利用可能性、③損失吸収力、④永続性、⑤権利上の制限および／または強制的な配当義務の不存在



## 5. ICS第二次市中協議（2016年7月～10月）

### ③ICS所要資本

- ・IAIGsの損失をカバーするために必要な額のこと。
- ・対象リスク<sup>6</sup>を、所定の目標基準（VaR 99.5%、計測期間1年間）のもと、リスクベースで測定することとされている。
- ・リスク測定の標準手法として、リスクごとに、係数手法、ストレス手法、確率モデル手法等が検討されている。（内部モデル等は今後検討の可能性があるとされている。）
- ・リスク測定の水準や粒度、リスク低減措置（再保険等）やリスクの統合／分散の認識方法なども検討されている。

(3) 損保協会は上記技術的論点への意見に加え、以下の総論的意見も提出している。

- 技術的論点が先行して検討されているが、本来これらの課題は、ICSの使用方法（監督上の位置付け・当局の是正措置との関係等）などとセットで議論されるべきである。
- 資本やリスクの標準的な計算手法について、複数の考え方が存在したまま各国の規制に導入されることは望ましくなく、1つの経済価値ベースの考え方に収斂し、真に比較可能性・公平性が確保された後で、各国に導入されるべきである。
- 規制の策定は、計算負荷の大きさとそこから得られる便益のバランスを考慮する「プロポーシヨナリティ原則」に基づくべきであり、この原則をICS原則に追加するべきである。

6 保険引受リスク（死亡率、長寿、医療保険、罹病率／障害発生率、経費、解約・失効、保険料（損保）、支払備金／支払備金修正（損保）、大災害の各リスク）、市場リスク（金利、株式、不動産、為替、資産集中の各リスク）、信用リスク、オペレーショナルリスク

損保協会意見（和英）：<http://www.sonpo.or.jp/efforts/international/regulations/international/pdf/0016.pdf>

（出典）ICS第二次市中協議文書

## 6. 定量的フィールドテスト

- (1) IAISでは2015年から定量的フィールドテストを実施し、ICS開発に必要な情報をボランティア参加社から集めている。
- (2) 定量的フィールドテストでは、ボランティア参加社が提出した膨大な情報(異なる評価手法で作成されたバランスシート、様々な目標基準や手法で測定されたリスク量等)が分析され、リスク測定手法の選択や評価手法の調整など、ICS開発に活用されている。
- (3) IAISでは、より多くのボランティア参加社が定量的フィールドテストに参加することで、ICSの設計を改善できるとし、すべての潜在的なIAIGsにICSの重要性を理解したうえでボランティアとして参加することを期待する、としてきた。
- (4) 2015年には世界で34社が、2016年には41社が定量的フィールドテストに参加した。
- (5) 2017年のフィールドテストから、ボランティアは、「拡大フィールドテストのためのICSバージョン1.0」に基づき監督当局にデータを提出することとされている。IAISは、潜在的IAIGs全社および関心を有するその他のボランティア・グループをフィールドテストに参加させたい、との意向を表明している。

## 7. 拡大フィールドテストのためのICSバージョン1.0（2017年7月21日公表）

- (1) IAISが設定したICS開発のマイルストーン(3.(1))にあわせ、策定時点での到達点をもって「拡大フィールドテストのためのICSバージョン1.0(ICS1.0)」が公表された。収斂が実現していない論点については、複数の選択肢(オプション)が引き続き併存している。ただし、当該オプションは、ICS2.0で採用される内容を必ずしも示唆するものではないとされている。
- (2) 「拡大フィールドテストのための」との名称について、IAISは、「既存の任意のフィールドテストのプロセスの自然な拡張」と説明している。
- (3) 主な論点は、①～③のとおり。
  - ①資産・負債の評価
    - ・MAVにおいて割引にかかる3つのオプション(「ブレンド・オプション」、「優良資産(HQA)オプション」、「ガードレール自己資産(OAG)オプション」)がテストされる。GAAP+においては、HQAオプションがテストされるほか、引き続きMAVとの差異要因が調査される。
  - ②適格資本リソース
    - ・構造劣後負債、相互会社が発行した資本リソース、払込未済資本リソースなどの課題について、ICS2.0に向け検討を進めるとしている。
  - ③ICS所要資本
    - ・リスク測定の手法について、フィールドテストや市中協議の結果を踏まえ、調整が加えられている。

## 7. 拡大フィールドテストのためのICSバージョン1.0（2017年7月21日公表）

### (4) 損保協会の主な意見は次のとおり。

- ICS2.0が策定されたのち、各国における実際の規制導入にあたっては、各法域における現行規制との違いを踏まえた適切な移行措置が必要である。
- 公平性や比較可能性においてICSの信頼性が高まったという意見がIAIS、保険会社、市場関係者等において大勢を占めるに至るまでは、モニタリング指標のようなソフトな基準として適用を開始し、監督当局と保険会社との密なコミュニケーションを通じて洗練させていくべき。
- 複数指標が併存している状況で開示することで、市場に混乱をもたらす可能性等が懸念される。ICS比率の開示については、十分かつ慎重な検討が望まれ、数値の開示が必要とされる場合には、保険会社名、個社の数値は非公表とし、ICS比率の中央値を開示する程度に留めるべき。
- ICS2.0の標準手法において、自然災害リスクに各社の内部モデルを使用することを支持する。他のリスクについては、ICS 2.0の初期段階においては標準手法によることとし、内部モデルについては、比較可能性が担保されることが見通せるようになった時点で導入すべき。